

第3回

市民主権・地域主権フォーラム

～ 地域主権時代の新しい公共 ～

開催資料

2012年6月28日

特定非営利活動法人 市民活動情報センター

法政大学大学院中小企業研究所

目 次

開催概要	2
会議の内容	3
登壇者の紹介	4
登壇者のレジュメ	
清成 忠男（地域活性学会会長、法政大学学事顧問・元総長） 「地域創生のヴィジョンと住民・NPO」	6
坂本 光司（法政大学大学院政策創造研究科教授・法政大学大学院中小企業研究所長） 「地域を元気にする未来型中小企業・NPOとは」	10
青木 信之（内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当、新しい公共担当）） 「地域主権改革と新しい公共」	12
京極 務（大阪市都市改革監、大阪府市統合本部本部員） 「大阪における大都市制度とこれまでの住民自治に向けた取り組みについて」	19
荷川取 隆（沖縄県立浦添職業能力開発校副参事） 「沖縄の自治権と新しい公共」	22
今瀬 政司（NPO 法人市民活動情報センター代表理事、法政大学大学院政策創造研究科兼任講師） 「地域主権時代の新しい公共 希望を拓くNPOと自治・協働改革」	25
過去の報告概要	30
・「第1回市民主権・地域主権フォーラム ～新たな政策形成・社会経済システムの構築をめざして～」	
・「第2回市民主権・地域主権フォーラム ～「市民自治」「地域自治」「経済自治」の政策形成をめざして～」	
特定非営利活動法人市民活動情報センターの概要	32
法政大学大学院中小企業研究所の概要	36
書籍『地域主権時代の新しい公共 希望を拓くNPOと自治・協働改革』 （今瀬政司著、学芸出版社）の紹介	37

開催概要

■開催趣旨

2011年3月11日に発生した東日本大震災、貧困から餓死をも招く経済不況、支え合いを失わせる財政悪化やコミュニティ崩壊。不安で閉塞感に満ちた社会であるからこそ、既成の概念や仕組みにとらわれない政策形成や市民（住民・NPO・地縁組織・企業等）の活動が必要となっている。そして、次代の日本社会は、「地域主権」という方向に動きつつあり、政府部門を越えたNPO等の「新しい公共」の活躍を期待するようになっている。また、市民が自治の取組みを豊かにするとともに、市民と行政が協働し、また地域と国が協働して、社会・経済基盤の再構築を図ることが重要となっている。

そうした問題認識のもと、市民活動情報センターでは、『地域主権時代の新しい公共 希望を拓くNPOと自治・協働改革』を出版するとともに、新たに東京事務所の開設を行うことにした。「第3回市民主権・地域主権フォーラム」は、それらの記念も兼ねて、次代が求める日本社会の再構築に向けて希望を拓くべく、特定非営利活動法人市民活動情報センターと法政大学大学院中小企業研究所が協働（共催）して開催するものである。

■日時：2012年6月28日（木）13:30～17:00（開場13:00） 交流会17:10～18:30

■会場：法政大学 ボアソナード・タワー26階スカイホール

（東京都千代田区富士見2-17-1（市ヶ谷駅または飯田橋駅下車徒歩10分））

■参加費（資料代）：1,000円（交流会費：3,000円）

■主催：特定非営利活動法人市民活動情報センター、法政大学大学院中小企業研究所

■後援：地域活性学会

■主催事務局（参加申込・問合せ先）

特定非営利活動法人 市民活動情報センター

E-mail: sic@mx.mesh.ne.jp ホームページ: <http://www1.mesh.ne.jp/~sic/>

【東京事務所（開設準備室）】〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1丁目13-4 淡路町ビル3階

TEL: 03-3258-4999 FAX: 03-3258-4998

【大阪事務所】〒540-0026 大阪府中央区内本町1丁目4-12 エンゼルピックビル305号

TEL: 06-6944-7799 FAX: 06-6944-1944

会議の内容

1. 議論の論点

(1) 「地域主権」と「新しい公共」のあり方

次代の日本社会において、なぜ「地域主権」の確立と「新しい公共」の発展が求められるのか。社会的側面と経済的側面の両面から検討する。また、「地域主権」と「新しい公共」の姿として、今後は、どのようなあり方を求めるべきなのか。これまでに各界で議論されてきた多様な概念（イメージ）を整理した上で検討する。

(2) 地域自治・住民自治や協働の取組み方

「地域主権」の確立と「新しい公共」の発展の方策として、どのような地域自治・住民自治や協働（市民と行政の協働、地域と国の協働）の取組みを行っていくべきなのか。具体的な実態や課題を踏まえて検討する。

(3) 「地域主権」の確立と「新しい公共」の発展を通じた地域振興のあり方

「地域主権」の確立と「新しい公共」の発展を通じて、如何にして地域振興を図っていくべきなのか。主に地域経済の側面から検討する。

2. 議論の進行

◎総合司会：古賀 学（松蔭大学観光文化学部教授、観光文化研究所理事長、前(社)日本観光協会総合研究所長）

【13:30～14:40】

■開会挨拶・趣旨説明 「地域主権時代の新しい公共 希望を拓くNPOと自治・協働改革」

今瀬 政司（NPO 法人市民活動情報センター代表理事、法政大学大学院政策創造研究科兼任講師）

■基調講演1 「地域創生のヴィジョンと住民・NPO」

清成 忠男（地域活性学会会長、法政大学学事顧問・元総長）

■基調講演2 「地域を元気にする未来型中小企業・NPOとは」

坂本 光司（法政大学大学院政策創造研究科教授・法政大学大学院中小企業研究所長）

【14:55～17:00】

■パネルディスカッション 「地域主権時代の新しい公共」

青木 信之（内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当、新しい公共担当））

京極 務（大阪市都市改革監、大阪府市統合本部本部員）

荷川取 隆（沖縄県立浦添職業能力開発校副参事）

今瀬 政司（同上）

今田 忠（NPO 法人市民活動情報センター特別研究員、市民社会研究所所長、元日本NPO学会会長）

＜コーディネーター＞

清成 忠男（同上）＜コメンテーター＞

■閉会挨拶

坂本 光司（同上）

【17:10～18:30】

■交流会

◎交流会司会：吉岡 慎一（NPO 法人市民活動情報センター理事、みずほ情報総研(株)シニアコンサルタント）

登壇者の紹介（登壇順）

■清成忠男（地域活性学会会長、法政大学学事顧問・元総長）

1933年生まれ。56年東京大学経済学部卒業。73年法政大学経営学部教授、96年法政大学総長・理事長、2005年法政大学学事顧問・名誉教授、現在に至る。日本ベンチャー学会特別顧問、(財)沖縄協会会長など。過去には(社)日本私立大学連盟副会長、(財)大学基準協会会長、日本ベンチャー学会会長、学校法人運営調査委員会主査など。主な著書は、「地域創生への挑戦」(有斐閣)、「日本中小企業政策史」(有斐閣)、「現代日本の大学革新」(法政大学出版局)など。ベンチャービジネスや地域主義の提唱者。瑞宝大綬章(旧・勲一等瑞宝章)を受章。

■坂本光司（法政大学大学院政策創造研究科教授・法政大学大学院中小企業研究所長）

1947年生まれ。法政大学経営学部卒業。浜松大学教授・静岡文化芸術大学教授等を経て、2008年4月より現職。NPO法人オールしずおかベストコミュニティ理事長のほか、国・自治体等の審議会委員を多数兼務。専門は中小企業経営論・地域経済論・福祉産業論。全国6,500社を超える企業を訪問し、「現場で中小企業研究をし、頑張る会社の応援をする」ことをモットーとする。ベストセラー著書の『日本でいちばん大切にしたい会社』(あさ出版)は55万部を超える。「強く生きたいと願う君へ」(WAVE出版)など著書多数。

■青木信之（内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当、新しい公共担当））

1982年旧自治省（現総務省）に入省。旧自治省（現総務省）においては、主に地方財政・地方税制を担当。2006年からは、地方公共団体財政健全化法の制定に携わる。2008年から地方税制担当課長を歴任。

地方においては、長崎県庁、大分県庁(財政課長等)、埼玉県庁(総合政策部長、副知事等)に勤務。2011年7月から現職。

■京極 務（大阪市都市改革監、大阪府市統合本部本部員）

1978年4月大阪市役所に採用。2005年12月から経営企画監に就任、翌年2月に市政改革基本方針を策定して、マネジメント改革・コンプライアンス改革・ガバナンス改革の3つの切り口から市役所の抜本的改革に取り組む。2008年4月からは市民局長としてNPO・協働施策や区政・地域自治施策等を担当。2010年4月に契約管財局長に就任。2011年12月に政策企画室大都市制度改革監、2012年4月から現職の都市改革監に就任し、大都市制度その他の地方自治制度の推進や市政全般の重要施策の企画・調整等を担当。

■ 荷川取 隆（沖縄県立浦添職業能力開発校副参事）

1971年中央相互銀行（現海邦銀行）入行。1973年沖縄県庁入庁、主に観光・商工・労働関係を歴任。1979年～82年東京事務所、1994年～97年北海道事務所、2003年～06年大阪事務所等、県外事務所で観光宣伝、県産品の販路開拓、販売促進を担当。その間、1992年～95年渉外労務（米軍日本人従業員労務管理関係業務）、2000年～03年はNPO設立認証、活動支援の業務を担当。その後、沖縄県キャリアセンターで若年者の就職支援、2011年4月からは現職の一般離職者に対する職業訓練、就職支援業務を担当。

■ 今瀬政司（市民活動情報センター代表理事、法政大学大学院兼任講師・中小企業研究所特任研究員）

法政大学卒業後、1991年に（株）大和銀総合研究所入社。95年に阪神・淡路大震災時に市民活動情報センターを設立、2002年に大和銀総研を退職して同センター専従、現在に至る。90年初頭からNPO法研究や中間支援組織形成に参画。2000年に産業連関表によるNPOの経済効果の分析手法開発。01年に産業構造審議会でNPOの経済産業政策化に貢献。日本NPO学会理事、内閣府「特定非営利活動法人の実態把握等に関する検討会」委員。大阪市総合計画審議会委員など歴任。協働契約の提唱者。著書は『地域主権時代の新しい公共 希望を拓くNPOと自治・協働改革』（学芸出版社）など。

■ 今田 忠（市民活動情報センター特別研究員、市民社会研究所所長、元日本NPO学会会長）

1959年東京大学教養学部卒。日本生命保険、日本生命財団、笹川平和財団を経て、96年阪神・淡路コミュニティ基金代表。99年同基金閉鎖に伴い退職。現在、市民社会研究所所長。フィランソロピー、NPO、市民社会に関する調査・研究、NPOの経営相談に従事。主要著作：編著『フィランソロピーの思想』（日本経済評論社）、編著『NPO 起業・経営・ネットワーク』（中央法規出版）。編著『日本のNPO史』（ぎょうせい）。監訳：レスター・サラモン、H・K・アンハイアー著『台頭する非営利セクター』（ダイヤモンド社）など。

■ 古賀 学（松蔭大学観光文化学部教授、観光文化研究所理事長、前（社）日本観光協会総合研究所長）

松蔭大学観光文化学部教授。社団法人日本観光協会総合研究所長を経て現職。東京農業大学非常勤講師、立教大学兼任講師、NPO法人観光文化研究所理事長等兼務。総務省地域力創造アドバイザー、国土交通省水源地域対策アドバイザー。現在、観光庁観光地域づくりプラットフォーム支援事業検討委員会及び分科会委員、同観光統計整備検討懇談会等委員。新潟県満足度調査委員会委員長、山梨県観光振興計画策定委員会副委員長及び部会委員長、日の出町野鳥の森構想策定委員会委員長等。柏崎市高柳食戦略策定アドバイザー等。

「地域創生のヴィジョンと住民・NPO」

清成 忠男（地域活性学会会長、法政大学学事顧問・元総長）

はじめに

- 地方の疲弊、人口減少社会へ
- 切り口を変えた地域創生を
- 地域創生の担い手論が重要
- 検討のキーワード

新しい公共

地域主権

NPO

1 「公共」概念の再確認

(1) 市場社会を前提にした場合

経済主体は、営利組織、政府、非営利組織

(2) 経済主体の二元論と三元論

二元論 公共と私（公共=政府）

三元論 公、共、私

(3) 近代国家の構成は三元論

私（営利組織） private 第1セクター

公（政府） state 第2セクター

共（非営利組織） public 第3セクター

2 「公」と「共」の関係とその変化

- (1)「公」と「共」はもともと別の存在
「公」は一貫して政府セクター
- (2)「共」の役割は「私」と「私」の相互依存・利害調整
「共」はゲマインシャフトとして大きなセクター
「共助」の役割は大
- (3)「共」は歴史的に縮小
「共」の役割は「公」に大きく吸収、「大きな政府」
例えば、福祉は「共助」から社会福祉へ
「共」は「公」に吸収されたから「公共」=政府に

3 「新しい公共」論への疑問

- (1) 悪しき政治主導
政治家の思いつき、内容は曖昧
new public management とは異なる
- (2) 検討が不十分、理論が欠如
円卓会議に専門家不在
- (3) 制度化が進む、予算措置も
行政による定義は「市民、NPO、企業等が
公共的な財・サービスの供給を共助の精神
で行う仕組み、体制、活動など」

4 「共」の復活・拡大

- (1) 1980年代以降NPOセクターの拡大
先進諸国で新しい社会問題の発生
NPOが問題解決に挑戦、国により違いあり
- (2) 自治省の「民間非営利活動研究会」
1994年設置、1997年3月報告書発表
その後、総合研究開発機構の委託研究報告書
- (3) 「私」と「公」の限界
先端的社会問題、ソーシャル・ビジネス等で
公益目的のNPOに積極的役割、多様化

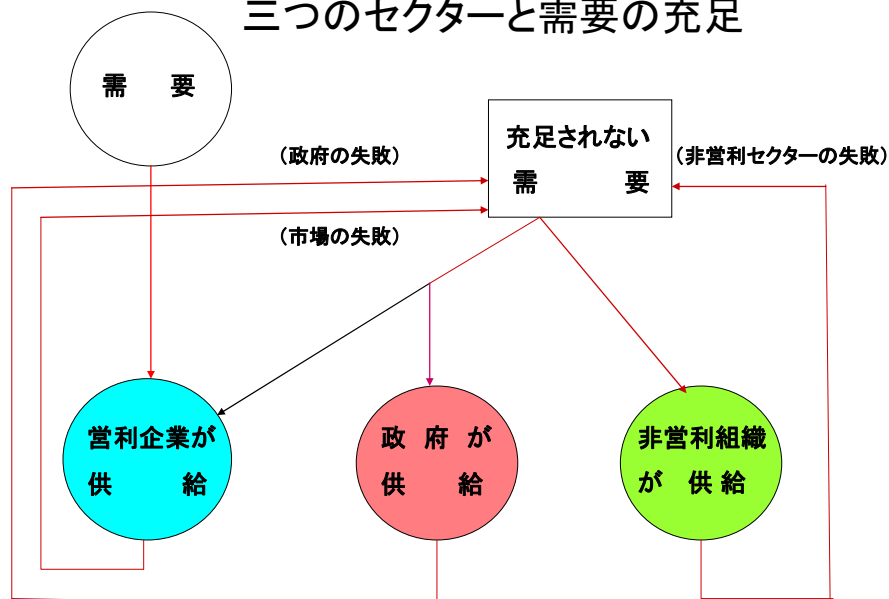
参考資料 NPO・三つのセクター論

- 1、1990年代以降NPOに関する文献多数
NPOの定義の整理や国際比較研究が進む
- 2、NPOとpublicを等置する機能的定義も登場
- 3、わが国における三つのセクター論
 - (1) 清成忠男 「公」、「共」、「私」
「混合経済における非営利セクター」(法政大学産業情報センター紀要「グノーシス」1997年)
 - (2) 山脇直司 「公」、「公共」(民の公共)、「私」
「公共哲学とは何か」筑摩書房2004年

5 需要充足と三つのセクター

- (1) 需要はまず営利セクターが充たす
「市場の失敗」が発生
- (2) 未充足の需要は政府セクターが政策で充たす
「政府の失敗」が発生
- (3) 未充足の需要はNPOセクターが充たす
「NPOの失敗」が発生
- (4) 未充足の需要は三つのセクターのそれぞれの協力で充たす、または営利セクターが改めて充足に挑戦する

三つのセクターと需要の充足



6 地域主権

- (1) 民主党のマニフェスト
国と地方自治体は対等・協力の関係
地方分権化に過ぎない、「下から上へ」の原則
- (2) 地域の幅広い自治が重要
「私」を重視すべき
住民自治の強化・地元企業の活用が不可欠
「公」は「私」をサポート、地域力の結集
- (3) 行財政の分権化が必要
「補完性の原理」、道州制も視野に

7 地域創生

- (1) 地域のビジョンが不可欠
地域の意志をまとめる、経済自立へ
- (2) 三つの方法
企業誘致は困難、財政依存に限界
地元産業の内発的発展が重要
企業主導、新事業への挑戦
- (3) 住民・NPOの役割
ソーシャル・ビジネスの担い手として
福祉、医療、教育、環境などの担い手として

む す び

- 住民の能力向上が最重要
- NPOセクターに人財形成を
- 多様なリーダーと専門家が必要
- 「NPOの失敗」を克服
- NPOの財政基盤が問題
- 地域創生は人財の蓄積が鍵

「地域を元気にする未来型中小企業・NPOとは」

坂本 光司（法政大学大学院政策創造研究科教授・法政大学大学院中小企業研究所長）

1. はじめに

2. 従来型中小企業の限界と求められる未来型中小企業

- 1) 国際分業の一層の拡大
- 2) ビッグビジネスの再編
- 3) 企業城下町・業種城下町の限界
- 4) 就業観・就社観の変化
- 5) 対応型・下請型中小企業の限界

3. 地域を元気にする未来型中小企業・NPOとは

- 1) 社員を大切にする
- 2) 仕入先を大切にする
- 3) 顧客を感動させる
- 4) 地域社会に貢献する
- 5) 独自技術・独自商品を創造する
- 6) 価格競争をしない
- 7) 継続・幸せを追求する
- 8) 地域を大切にする
- 9) 社会的弱者を支援する
- 10) 全国から顧客が集まる
- 11) 雇用を維持・拡大する
- 12) 景気・流行を追わない
- 13) 地域にいながらにして存在価値が認められる
- 14) その他

4. この中小企業・NPO に学べ

- 1) 伊那食品工業
- 2) 日新堂印刷
- 3) さいち
- 4) 未来工業
- 5) 中央タクシー
- 6) サイベックコーポレーション
- 7) 仙仁温泉
- 8) 珈琲館
- 9) ネットヨタ南国
- 10) コッコファーム
- 11) 多摩草むらの会
- 12) ワークス未来高知
- 13) はらから福祉会
- 14) ダイアログ・イン・ザ・ダーク・ジャパン
- 15) 徳武産業
- 16) コーケン工業
- 17) 中村ブレイス
- 18) 盛高鍛冶刃物
- 19) 万年筆博士
- 20) めがねのヨシダ
- 21) 富士メガネ
- 22) 柳 月
- 23) その他

5. 求められる地域の産業政策

- 1) 時間軸施策
- 2) 業績と施策の連動
- 3) オンリーワン企業の創出施策
- 4) その他

「地域主権改革と新しい公共」

青木 信之（内閣府大臣官房審議官（経済社会システム担当、新しい公共担当））

1. 「新しい公共」にかかるこれまでの取組み

○新しい公共宣言（H22.6.4）：「新しい公共」とは、「支えあいと活気のある社会」をつくるための当事者たちの「協働」の場。

「居場所と出番」：それぞれの主体性・多様性を重視。

○寄付税制の抜本的拡充（H23 年度所得から）と特定非営利活動促進法の改正

- ・認定NPO等への寄付については、条例による指定により、所得税のみならず住民税も控除。
- ・条例により個別指定する場合には、認定要件であるPSTを免除。
- ・平成 24 年度から、法人格を付与する認証も、寄付控除の対象となる認定も都道府県・指定都市の事務に。

○新しい公共支援事業の創設（H22 補正）と震災対応分の補正（H23 補正）

- ・NPO等の基盤強化、協働モデル事業を対象。被災地においては被災者支援。

2. 「新しい公共」という理念の意義

○「新しい公共」は、日本の地域社会において、古くから実践されてきた取組みでもある。その取組みを、特定の者に過度な負担が生じることのないようシステム化し、協働の枠組みをつくらうとするもの。

○市民セクターの特徴（柔らかさ、多様性、スピード）を生かしていくことが重要。

市民セクター	自治体
<ul style="list-style-type: none">・個々の主体によるそれぞれの個性の発揮・自分の能力に照らしてやりたいことを・自分の判断でスピーディーかつ息長く	<ul style="list-style-type: none">・事務事業によっては一定の画一性も・ルールに従って必要なことを・不公平が起きないように一定の慎重さで

3. 地域主権改革と「新しい公共」

- 民主党マニフェスト 2010 では、「国のかたちを変える」の柱が、地域主権改革と「新しい公共」
- 「多様性を許容し」、「それぞれが、個性を生かして、やりたい手法で、市民サービスを提供し」、「我が国社会のイノベーションを実現する」という点で、地域主権改革と「新しい公共」には共通の価値概念も。
- 地域の課題を自治体と様々な市民セクターの連携、協働することにより解決されることが期待される。独創的な協働は地域主権改革に結び付くことも。自治体と市民セクターの関係は強化されることが期待されるが、自治体の請負ではなく、市民セクター独自の機能が発揮されるとともに、両者が対等な立場にあって、建設的提案が可能な関係であることが必要。
- 「新しい公共」の担い手が活動するにあたり障害となる制度を改善するというミクロ的な切り口から、地域主権改革に資する取組みを進めることも可能か。

4. これからの「新しい公共」にとって重要なこと

- 活動の広がり、支援のつながりの拡大
 - 新たな多様な取組みの拡大・さらなる協働、
 - 寄付・ボランティアによる裾野の広がり
 - 活動を容易にする仕組みづくり（特に市民セクターが活動しやすい分野）
- 持続可能となる基盤の強化
 - ←資金提供の枠組みの多様化（目に見える形での資金協力等）、
 - 中間支援団体の育成、コミュニティービジネス等
 - 市民セクターを担う中核的な人材の育成
- 成功モデルの情報共有
 - ・成功モデルの蓄積は地域主権改革につながることも期待。

「新しい公共」の推進に関する取組について

平成24年6月

「新しい公共」について

○ これまでの経緯

「新しい公共」とは、全ての国民に「居場所」と「出番」がある社会をめざし、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉等の身近な分野において、市民、NPO、企業等、様々な主体が積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり共助の精神で行う活動。これまで民主党政権における重要政策課題として取り組んできたところ。

- 22年1月、鳩山元総理の下で、「新しい公共」という考え方を広く浸透させるとともに、制度・政策の在り方を議論するため、「新しい公共」円卓会議（座長：金子郁容慶大教授）を開催 ⇒22年6月、「新しい公共」宣言とりまとめ
- 22年6月に閣議決定した「新成長戦略」において、「新しい公共」は21の国家戦略プロジェクトの一つに位置付け。
- 22年10月、菅前総理の下で、円卓会議に代わり、「新しい公共」を支える多様な担い手が検討を行う場として「新しい公共」推進会議（座長：金子郁容慶大教授）を開催 ⇒ 23年3～7月、情報開示・発信基盤整備のあり方、被災者支援活動に関する制度等のあり方、政府と市民セクターとの関係について、それぞれ3つの提言をとりまとめ
- ・24年1月、野田総理の下でも引き続き総理主催により推進会議を開催。

○ 主な取組

1. 寄附税制の拡充（新しい公共円卓会議の議論を受けて実現）

- ① 平成23年度税制改正（23.6.22成立）
 - ・寄附に係る税額控除導入（これまでの所得控除に加え、最大で寄附額の約半分が寄附者に戻ってくる税額控除を導入）
 - ・認定NPO法人の要件緩和等
- ② 特定非営利活動促進法の改正（23.6.15成立）
 - ・地方自治体で認証・認定を一元的に実施
 - ・仮認定制度の導入、みなし寄付金の損金算入限度額の引き上げ等

2. 新しい公共支援事業

22年度補正予算で措置された「新しい公共支援事業」により、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするとともに、NPO、地方公共団体、企業等の協力を支援。

3. 特定非営利活動法人ポータルサイト

平成24年4月から、改正特定非営利活動促進法の施行に伴い、認定や監督等にかかる情報項目を追加・拡充するとともに、所轄庁である都道府県がその認証法人に係る基本情報を随時更新することで、最新の法人情報を一元的に管理・公開する新たなポータルサイトの運用を開始した。

寄附税制及び特定非営利活動促進法の改正のポイント

【特定非営利活動法人関連】

制度の使いやすさと信頼性向上のための見直し

- 活動分野の追加
- 手続の簡素化・柔軟化
- 未登記法人の認証取消し
- 会計の明確化 など

認定基準の緩和・仮認定制度の導入・認定等の効果の拡充

- PST基準の緩和(①～③のいずれか)
 - ① 寄附金が総収入に占める割合が1/5以上(改正前)
 - ② 各事業年度に3,000円以上の寄附を平均100人以上から受けること
 - ③ 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けること
- 設立5年未満の法人は、PST基準を免除した仮認定を受けることが可能に
(経過措置:3年間は設立後5年以上の法人にも適用)
- 認定法人・仮認定法人への寄附者は所得税の所得控除に代えて税額控除を選択可能に(地方税とあわせて最大50%)

特定非営利活動法人関連の事務を地方自治体で一元的に実施

- 2以上の都道府県にまたがる法人の認証事務を内閣府から地方自治体へ移管
- 認定事務も地方自治体で実施(従来の国税庁から変更)
- 事前相談、認証・認定事務やきめ細かい監督が一元的に行われ、自治体と特定非営利活動法人とが協働しやすく

【その他の法人関連】

- 認定特定非営利活動法人と同様の基準を充たした公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人への寄附者についても、所得税上の所得控除と税額控除を選択可能に
- 認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金についても、都道府県・市町村が条例で個別に指定した場合、個人住民税の税額控除の対象に

(注) ●はH23.6.30～、○はH24.4.1～、◉はH23年分から適用(仮認定法人への寄附金控除はH24年分から適用)

2

平成23年分の所得から適用

認定特定非営利活動法人等への寄附に伴う税制優遇措置が拡大

<寄附税制改革のポイント>

- ◆ 所得税の税額控除制度の導入
- ◆ 住民税の適用下限額の引下げ



改正前	現行(改正後)
<p>(例1) 年収300万円の方が1万円寄附した場合、900円(所得税400円、住民税500円)税額が減少。</p> <p>(例2) 年収600万円の方が2万円寄附した場合、3,300円(所得税1,800円、住民税1,500円)税額が減少。</p>	<p>(例1) 年収300万円の方が1万円寄附した場合、4,000円(所得税3,200円、住民税800円)税額が減少。</p> <p>(例2) 年収600万円の方が2万円寄附した場合、9,000円(所得税7,200円、住民税1,800円)税額が減少。</p>
<p>税額の軽減額が約4.4倍に</p>	<p>税額の軽減額が約2.7倍に</p>
<p>① 所得税額の減少分(所得控除) ⇒ (寄附金額 - 2千円) × 所得税率(5~40%)</p> <p>② 住民税額の減少分(税額控除) ⇒ (寄附金額 - 5千円) × 10% (※)</p>	<p>(注) 所得税の税額控除限度額は所得税額の25% 個人住民税の控除対象限度額は総所得金額等の30%</p> <p>① 所得税額の減少分(税額控除を選択した場合) ⇒ (寄附金額 - 2千円) × 40%</p> <p>② 住民税額の減少分(税額控除) ⇒ (寄附金額 - 2千円) × 10% (※)</p>

(注1) 給与所得者が夫婦のみの世帯主の場合
(注2) 一定の社会保険料が控除されるものとして計算
(※) 都道府県と市町村双方が指定した寄附金の場合

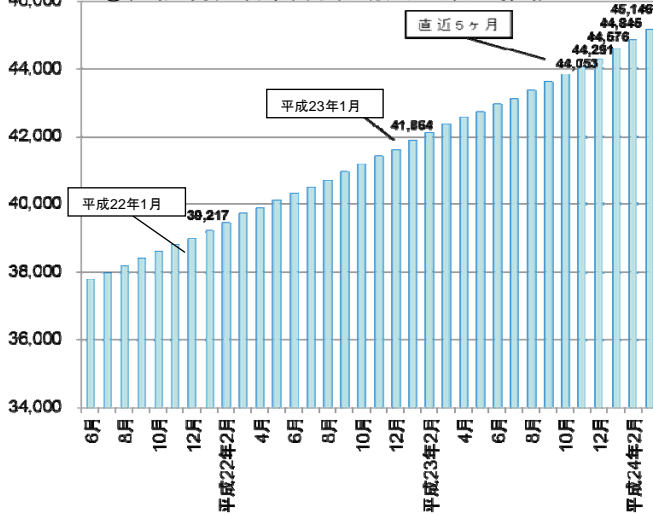
期待される効果

- 草の根の寄附促進、寄附文化の発展
- 寄附を通じてより多くの個人が「公」に当事者として参画できる
- 人の役に立つ幸せを一層実感できる社会に

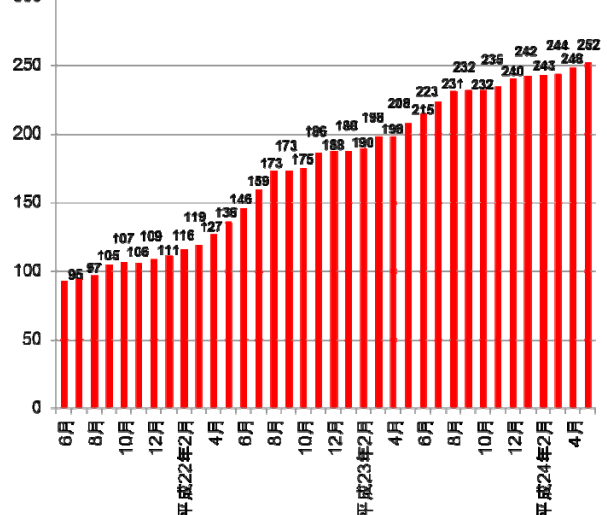
3

認証特定非営利活動法人数及び認定特定非営利活動法人数の推移

① 認証特定非営利活動法人数の推移



② 認定特定非営利活動法人数の推移



	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年3月 月末 /認定は5 月1日現在
認証法人数	23	1,724	3,800	6,596	10,664	16,160	21,286	26,395	31,115	34,371	37,198	39,734	42,387	45,146
認定法人数	-	-	-	3	12	22	30	40	58	80	93	127	198	252

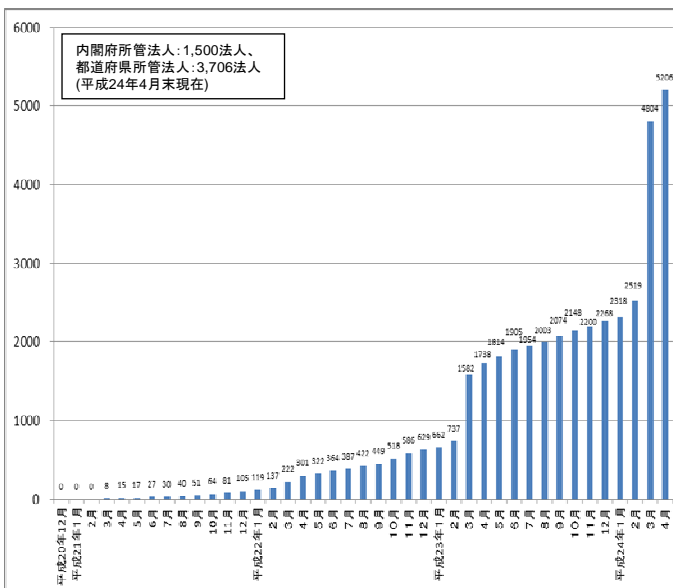
※特定非営利活動促進法は平成10年12月施行。認定制度は平成13年10月に創設。
※認証法人数は各年3月末現在、認定法人数は各年4月1日現在の認定の有効期限内にある法人数を示す。

4

公益法人数とその税額控除対象数の推移

① 公益法人の認定件数の推移

(内閣府所管、都道府県所管法人の合計値)



新しい公共支援事業 (平成22年度補正予算(87.5億円))

「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に交付金を配分し、各都道府県に設置する基金を用いて、特定非営利活動法人等の活動基盤整備や寄附募集の支援等を行うとともに、特定非営利活動法人、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援することにより、「新しい公共」の担い手となる特定非営利活動法人等の自立的活動を後押しする。

事業内容(H22～H24年度)

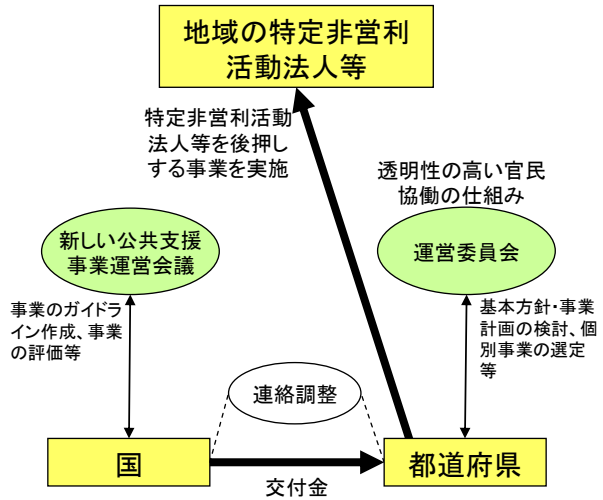
1.都道府県(又は委託を受けた中間支援組織等)が、特定非営利活動法人等の民間非営利組織に対して、以下の事業を実施し、活動の阻害要因を解決

- ① 特定非営利活動法人等の活動基盤整備の支援
(例:財務諸表の作成支援)
- ② 寄附募集の支援(例:寄附募集ノウハウ提供)
- ③ 融資利用の円滑化のための支援
(例:専門家派遣による個別指導)
- ④ (行政機関から業務委託を受ける特定非営利活動法人等に対する)つなぎ融資への利子補給

2.特定非営利活動法人等の民間非営利組織、地方公共団体等が連携してモデル事業を実施

- ⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
(多様な担い手が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)
- ⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業
(社会的な課題の解決に向けて、既存の制度や規制の制約を乗り越える取組)

基本スキーム

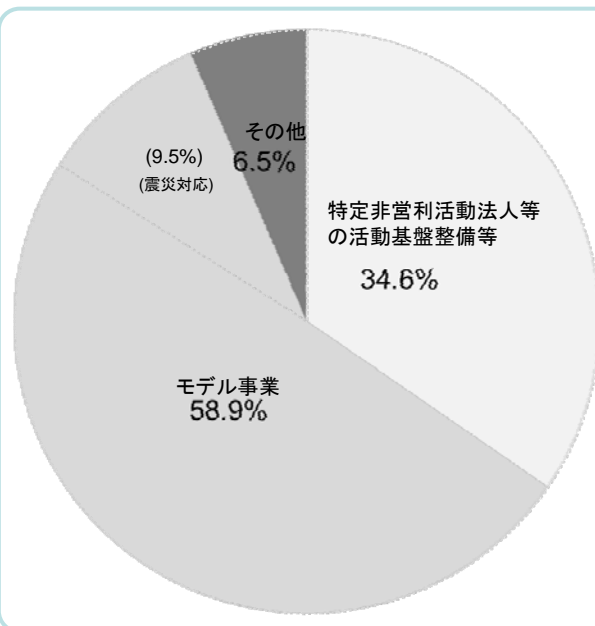


「新しい公共」…官だけでなく、市民の参加と選択のもとで、特定非営利活動法人や企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

6

新しい公共支援事業の実施状況(平成22年度補正)

- 平成22年度補正予算87.5億円のうち実施済額※は56億円であり、事業費ベースの進捗状況は64%。(平成24年3月末時点)※都道府県において事業費の執行が承認されている金額を含む
- モデル事業を全国で510件実施



- 1. 特定非営利活動法人等の活動基盤整備等 34.6%
 - ① 特定非営利活動法人等の活動基盤整備の支援
 - ② 寄附募集の支援
 - ③ 融資利用の円滑化のための支援
 - ④ つなぎ融資への利子補給
- 2. モデル事業 58.9%
 - ⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業
 - ⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業
- 3. その他 6.5%
 - 運営委員会実施、普及促進、データベース整備等

(H24.3月末時点)

7

新しい公共支援事業による震災対応

平成23年度補正予算(8.8億円)の概要

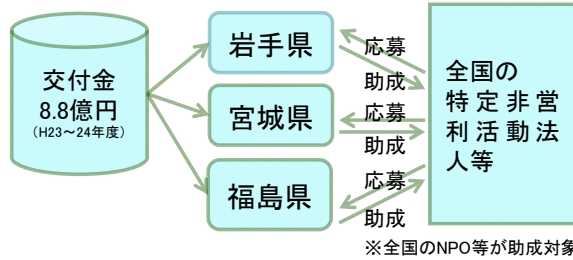
東日本大震災被災地域等において、「新しい公共」の担い手による支援拠点の整備、地域づくりなどの取組みを支援するため、新しい公共支援事業交付金の岩手・宮城・福島県への基金の積み増しを行う。

補正予算の内容

1) 8.8億円を岩手県・宮城県・福島県に配分

2) 事業実施期間

平成23年度～平成24年度



※全国(NPO等)が助成対象

○想定される事業のパターン

- ① 岩手県・宮城県・福島県の特定非営利活動法人等が、自県の被災地の復興を支援
 - ② 全国(上記3県以外)の特定非営利活動法人等が、3県の被災地において復興を支援(可能な限り地元の特定非営利活動法人等と連携)
 - ③ 全国(3県以外)の特定非営利活動法人等が、各地に避難している避難者を支援(各都道府県の協力を得て対応)
- { ※主に新しい公共の場づくりのためのモデル事業における震災対応案件を想定 }

被災地における支援(事業例)

- 1) 活動支援拠点の構築
 - ・ボランティア調整、まちづくりのための合意形成(熟議のプロセス)、情報の一元化・発信等
- 2) 被災者支援活動
 - ・仮設住宅でのコミュニティ形成支援、交通弱者対策(カーシェアリング)、生活支援(買い物代行)等
- 3) 地域復興のための支援活動
 - ・まちづくり(防災対策・生活環境整備)、地域活力再生(地場産業再生)、伝統文化振興等

被災地以外における支援(事業例)

- 1) 被災地からの避難者支援
 - ・避難者に対する生活サポート等

スケジュール

平成23年11月21日	第3次補正予算成立
平成23年12月5日	ガイドライン改定(震災対応事業等)
平成23年12月～平成24年2月	3県で24年度事業の募集
平成24年3～4月	3県で24年度の事業採択
平成24年4～5月	福島県で24年度事業の2次募集

8

岩手県、宮城県、福島県におけるモデル事業(震災対応)の実施例

《モデル事業の実施例》

【岩手県】

- 仮設住宅等へのひきこもりの防止や生活環境改善のための買い物バス運行(田野畑村)
- 復興に向けた様々な情報が集まり、被災者に情報を提供する復興ステーションの運営(北上市)
- 三陸鉄道を観光の中心にした地域振興の推進(久慈市)

【宮城県】

- 仮設住宅コミュニティ形成サポート(通院、買い物支援等)(石巻市)
- 交通弱者である被災者の移動を支援するカーシェアリングの実施(女川町)
- 復興イベントの開催ならびに復興ツアー調整による復興支援(石巻市)
- 被災した自営業者・NPO等の組織の再生・新設等を支援する復興支援センターの運営(東松島市)

【福島県】

- 子どもの外遊び支援(放射線量の低い地域で外遊びを提供)(福島市)
- ボランティアによる除染を支援する市民活動センターの運営(伊達市)
- 空き店舗を利用した避難住民のビジネス・サロンによる起業・雇用創出支援(福島市)

9

「大阪における大都市制度とこれまでの住民自治に向けた取り組みについて」

京極 務（大阪市都市改革監、大阪府市統合本部本部員）

基本の方針～大阪都の実現～

■ 大阪の特性

- ◎ 狭隘な府域の中心に大阪市が存在
- ◎ 都市の集積も大阪市を中心に、ほぼ府域全域に広がり、さらには京阪神に連担

都市の集積と広がりを踏まえ一体的な都市経営をなすべきところ…

■ 現状認識

- ◎ 特別市運動や市域拡張運動をめぐる論争
- ◎ 政令市制度を特別市的に運用
- ◎ 「市は市域、府は市域外」という区域分断的な役割分担が固定化
- ◎ 「二つの大阪」「二元行政」の状態
⇒ 大阪全体の都市経営の責任が不明確
- ◎ これまでの連携・協議の取組みも府市の枠組みをこえた成果はあがらず

<あるべき方向>

広域機能を一元化
統一戦略
重点投資

あわせて

- ◎ 大阪市は広域自治体機能と基礎自治体機能の両面を担当
- ◎ 日々の生活が厳しさを増す中で住民生活をきめ細かに守るには人口267万人の大阪市は住民自治の面で限界

住民の参政・参画で
身近な行政
公選区長

※堺市の在り方についても検討が必要

■ 基本的方向性

【大阪都の実現】

◆**広域自治体機能の一元化：新たな広域自治体（大阪都〔仮称〕）の創設**
※全てを「都」に一元化するのではなく最適な運営形態をめざす

◆**基礎自治体機能の充実：新たな区（特別自治区〔仮称〕）の設置**

【3つのポイント】

<以下、「大阪都」「特別自治区」と記載>

1. 広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確化
2. 都市の集積と広がりにあわせて広域行政のエリアを設定し広域機能を一元化
3. 住民自治が十分働き、迅速、きめ細かで総合的な住民サービスが行えるよう基礎自治体機能を強化

大阪都

◆**世界的な都市間競争に打ち勝つ『強い大阪』の実現**

⇒ 大阪都市圏の“成長を”支えるため、統一戦略に基づき、強力に政策を推進

⇒ あわせて、大阪全体の“安全や安心”を確保するため基礎自治体のバックアップ機能を発揮
目指すのは

“我が国の成長をけん引”

“いざというときに日本が機能不全に陥らないよう、東京に集中する機能をバックアップ”

特別自治区

◆**住民の参政・参画のもと、だれもが生涯にわたって生き生きと暮らすことができる『やさしい大阪』の実現**

⇒ 特別自治区に再編することで、地域のことは住民が自己決定

- － 住民自治：公選区長 公選区議会
- － 権限・財源：中核市並みの権限
財政調整の仕組みを導入

（大阪都の優位性）

▼特別自治市等の議論もあるが、大阪では馴染まない

⇒ 狭隘な府域の分断（中抜け、都市核の喪失）、都市の実態に合わない行政体の誕生、二元行政の固定化、行政区のままでは住民自治に課題

大阪市地域コミュニティ活性化ビジョンを編集

地域コミュニティのめざすべき方向

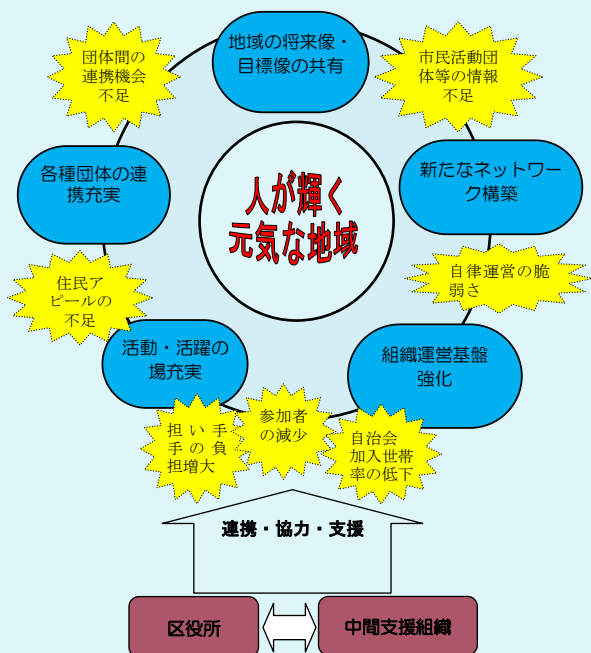
『人が輝く元気な地域』を実現するためには、地域の各種団体が主体的にさまざまな取組みを展開するとともに、地域の各種団体が、相互に連携しつつ、行政や中間支援組織、市民活動団体、企業・大学などと連携し、それぞれの地域の実情に応じて、取組みを進めることが必要です。

そして、日々変化する社会経済状況を踏まえつつ、必要に応じて取組みの成果を検証し、常に改善を加えながら、地域力の向上に努め、地域の誰もが生き生きと輝くことができる元気な地域づくりを進めていくことが望まれます。

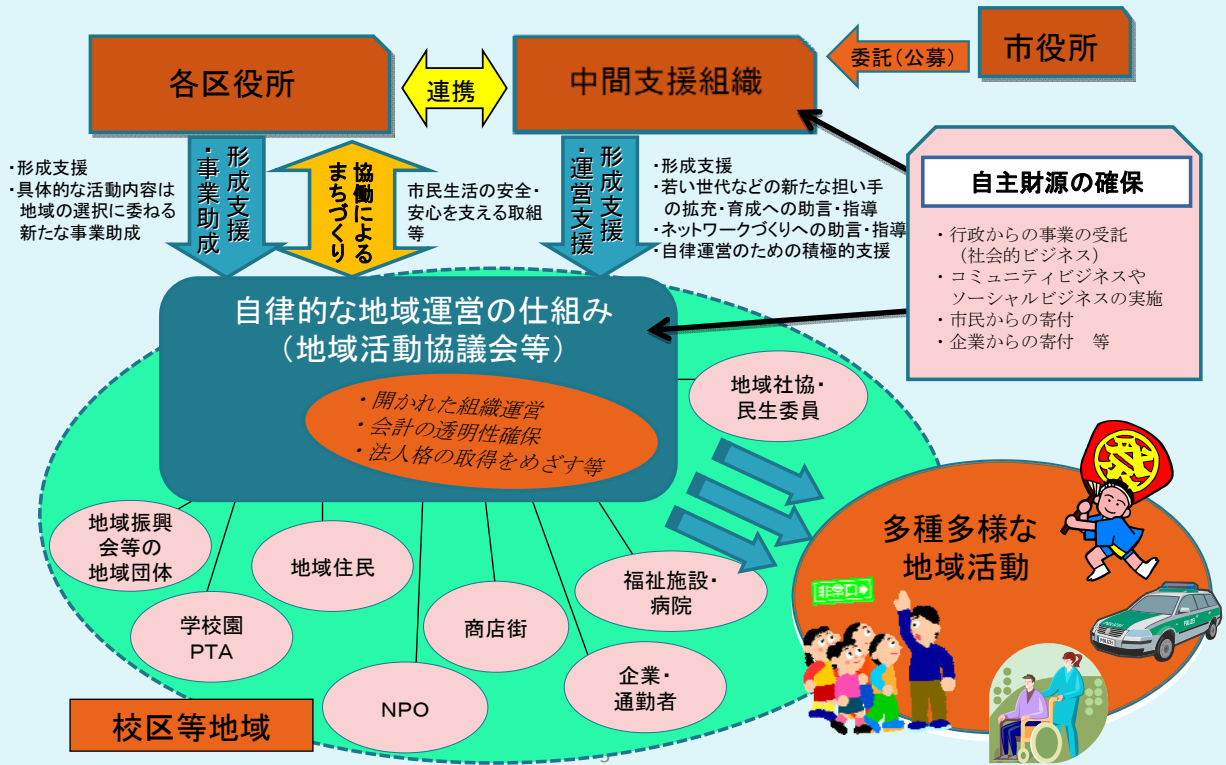
【地域コミュニティのめざすべき方向】

- ① 組織運営の基盤を強化する
- ② 地域での活動・活躍の場を充実する
- ③ 地域の各種団体の連携を充実する
- ④ 地域の将来像・目標像を共有する
- ⑤ 新たなネットワークづくりを進める

《地域コミュニティの将来イメージ》



市民による自律的な地域運営の実現



自律した自治体型の区政運営

【区内の施策・事業を区長が自らの権限と責任で実施する区政運営】

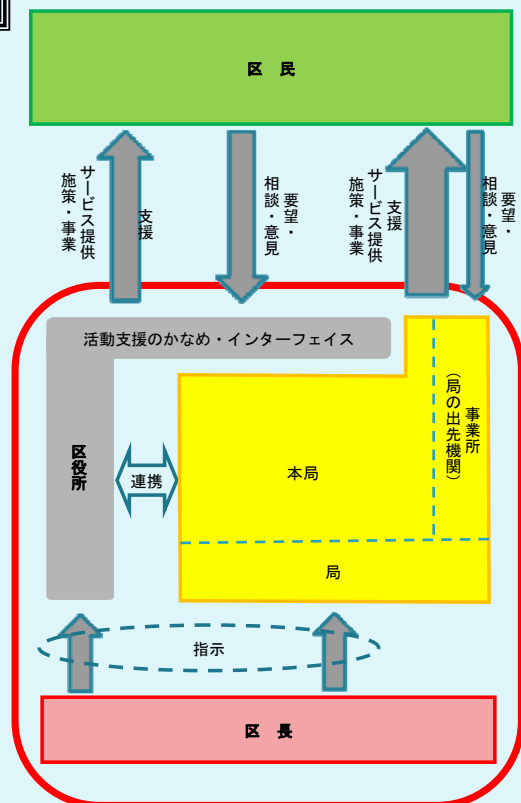
区内の**基礎自治に関する施策や事業についての決定権を局から住民により身近な区に移管し**、24区一律ではなく、区長が自らの権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に即して施策や事業を総合的に展開するとともに、その成果を区民が評価し、施策や事業の改善や新たな展開につなげていく区政運営をめざします。

【地域活動を支える「かなめ」としての区役所】

多様な区民ニーズや地域活動に関する情報等を一元的に把握し、マッチングなどのコーディネート機能を果たすと同時に、人材の発掘・育成、資金の確保、ノウハウの提供など地域活動の総合的な支援を行う「かなめ」としての役割を果たす区役所をめざします。

【区民の日常生活の安全・安心を担う総合拠点としての区役所】

安全・安心など区民の日常生活に関する相談や要望を総合的に受け付け、解決に導くための機能を備える総合拠点として、区民が利用しやすい便利で親切的な区役所をめざします。



「沖縄の自治権と新しい公共」

荷川取 隆（沖縄県立浦添職業能力開発校副参事）

1 沖縄県の概要

(1) 自然

- ・位置：日本の最南端に位置する離島県（東西 1,000km、南北 400km に及ぶ広大な海域に大小 1,600 島々（0.01km）、有人離島 48 の島から成り立っている。）

※同緯度の地域

中国福州市、米国フロリダ州マイアミ、イラン南部、サウジアラビア中部

- ・気象：我が国唯一の亜熱帯海洋性気候
年平均気温 22.7 度、最高気温平均 25.3 度、最低気温平均 20.5 度
※過去最高気温 35.6 度（2001 年 那覇市）
過去最低気温 3.5 度（1982 年 南大東村）

- ・面積：2,272.13k m²

(2) 行政

※行政区（本島各地区・各離島）ごとで、自治のあり方や状況がそれぞれに全く異なる。

- ・人口：1,401,730 人（平成 24 年 4 月 1 日現在推計）
（男：687,493 人、女：714,237 人）
世帯数：533,303 世帯
※平成 12 年の人口：1,318,220 人

- ・42 市町村うち人口 10,000 人未満の町村 20

最小行政区

粟国村〔粟国島〕863 名、北大東村〔北大東島〕665 名
渡名喜村〔渡名喜島〕452 名（H23 年 3 月）

2 自治権をめぐる歴史

(1) 他律の歴史

- ・三山統一 琉球王国の繁栄と大交易時代（1429 年～1609 年）
- ・薩摩の侵略と日中両属の時代（1609 年～1872 年）
- ・琉球処分による琉球王朝の終焉（1879 年）
- ・沖縄戦（住民を巻き込んだ地上戦・米軍による占領）（1945 年）
- ・アメリカによる占領（植民地支配）（1945 年～1972 年）
- ・施政権返還（日本復帰）1972 年

(2) 自治権獲得の戦いと自治意識の喪失

ア) 自治権獲得の戦い

- ・ 50年代の土地闘争（米軍の強制収容に対する反対闘争）
- ・ 60年代の自治権獲得闘争（主席公選、本土復帰闘争）
- ・ 70年代の米軍基地返還闘争（米軍基地の縮小、返還闘争）

イ) 日本復帰と自治意識の喪失

- ・ 立法権、裁判権の剥奪
- ・ 行政権の喪失（国主導による振興計画と補助金行政）
- ・ 住民運動の分裂

ウ) 間逆（望まない）の政策の押し付け

- ・ 基地の固定化、機能の強化
- ・ 公共投資による開発（自然破壊）
- ・ 自立に結びつかない経済政策

エ) 地域社会の疲弊

- ・ 地域文化の喪失（祭り、行事の担い手の不足）
- ・ 地域コミュニティの喪失（若者の流出、移住民の増加）
- ・ 風景（アイデンティティ）の喪失

(3) 沖縄の自治（自立）をめぐるこれまでの動き

- ・ 沖縄自治州構想論（比嘉幹郎(琉球大学)1971年）
- ・ 特別自治地域構想（1970年代頃）
- ・ 沖縄自治州のすすめ（野口雄一郎(中央大学)1973年）
- ・ 沖縄特別県構想（自治労沖縄県本部 1981年）
- ・ 琉球諸島特別自治制（沖縄県 1996年）
- ・ 国際都市形成構想（「平和」「共生」「自立」）
- ・ 米軍基地返還アクションプログラム（段階的基地返還）
- ・ 産業創造アクションプログラム（経済特別区の形成）

(4) 沖縄の自治（自立）をめぐる現在の取り組み

沖縄21世紀ビジョン（沖縄県 2012年）

- ・ 一括交付金制度の創設
- ・ 県民の参加と協議による将来のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた基本計画、実施計画の策定

3 沖縄県の地域力

(1) 文化力

- ・伝統工芸（織、染、漆器、陶器、金細工、竹・蕨、楽器、衣装 等）
- ・芸能文化（組踊、舞踊、民謡、行祭事 等）
- ・民俗文化（空手、古武術 独自の宗教観 等）
- ・食文化（王朝料理・琉球料理・行事料理 等）

(2) 国際力

- ・地理的、歴史的な特異性（太平洋のキーストーン、日本、中国、米国との被支配、交流の歴史）
- ・世界のウチナンチュネットワーク（世界各国への移民）

(3) 自然力

- ・亜熱帯海洋性気候（温暖で高温多湿な自然）
- ・多様な動植物

(4) 地域コミュニティ

- ・地縁（自治会・郷友会、同窓会 等）
- ・血縁（門中、冠婚葬祭、シーミー）

4 新しい公共に向けて

- ・大都市、地方都市、山間地域、離島は、それぞれまったく異なった公と共の考え方、結びつき、取り組みがあることを理解する。

【事例報告】

沖縄県の「ジョブシャドウイング」の取り組み

キャリア教育の一環として、地域の企業、企業で働く大人を観察し、社会・就業に対する認識を深め、将来の職業意識を持ってもらう。

- ・地域が主体となって、地域全体で実施する。
- ・参加者、参加企業はすべて無料、ボランティア。
 - ※行政・企業・NPO・学校・保護者・地域が一体となって取り組む仕組みづくり。
- ・各離島などで実施

「地域主権時代の新しい公共 希望を拓くNPOと自治・協働改革」

今瀬 政司 (NPO 法人市民活動情報センター代表理事、法政大学大学院政策創造研究科兼任講師)

<p>地域主権時代の新しい公共 希望を拓くNPOと自治・協働改革 今瀬政司著 学芸出版社 ISBN978-4-7615-2525-5 定価 2415 円(税込) 発行 2011 年 12 月</p>	<p>推薦の言葉 清成忠男 (法政大学学事顧問・元総長) 第1章 市民が切り拓いたNPO政策 第2章 行政改革としての協働政策 第3章 真の住民自治のための地域自治政策 第4章 地域主権時代の真の新しい公共 第5章 東日本大震災における新しい公共</p>
---	---

1. 「市民主権・地域主権」の確立をめざして

(1) 足取りの重い国の地域主権改革

- ・地域主権でない「地域主権改革が一丁目一番地」

(2) 自治と協働で最も重要となる「意志決定権」(主権)の所在

- ・「小さな政府」論＝「小さな行政サービスと大きな意志決定権を持つ政府」が実態
- ・政策・施策(公共サービス等)では、「意志決定権(立案・決定)」と「実行(作業)」の分離から一体化が必要

〔例1〕従来型委託契約から「協働契約」へ

〔例2〕住民の「意志決定組織」と「実行組織」の分離から一体化へ

(3) 「市民主権」なくして「地域主権」たりえず

- ・省庁と自治体の行政主権争いから、「市民主権」のある「地域主権」へ
- ・「補完性の原理」や「ボトムアップ論」に必要な市民主権の理念
- ・主権在民を全ての政策の出発点に

2. NPOが「新しい公益の担い手」として位置づけられるまで

(1) 市民が切り拓いたNPO政策の源流

①NPO法の礎となった『市民公益活動基盤整備に関する調査研究』(1993年1月～)

※今に生きる調査研究・提言

- ・「市民」は「住民」と何が違うのか

市民＝「広く所属や立場を離れて個人としての自由意志で発言し行動する人々」

- ・行政や企業では担えない「市民公益活動」の社会的意義

- (i) 本来的に行政や企業に任すことができない、あるいは行政や企業だけではできない活動を新しい時代に即して組織化すること。
- (ii) 多数の団体が多様な価値観によって行動することにより、行政や企業だけでは実現しにくい多面的な社会を実現すること。
- (iii) 行政や企業では取り組みにくい先駆的・冒険的な活動を行ったり、行政や企業の行動を第三者の立場で監察し、独自の問題提起を行うことにより、新しい社会状況を切り開き、自己変革できやすい社会にしていくこと。

- (iv) 金銭や名誉よりも自らの志や社会への貢献を大切にす人々にとっての、自己実現の機会となること。
 - (v) 行政や企業での就業システムとは異なる職務形態や就業形態を出現させ、活動に参加する人々を通じて新しい職業観ひいては人生観を生み出すこと。
 - (vi) 以上のような働きを通じて、地域社会の再構築、日本社会のゆるやかな変革を可能にすること。
 - (vii) 世界の人々から信頼を得ることにより、国際社会での新しい立場を確立することが可能になること。
- (出典)『市民公益活動基盤整備に関する調査研究』((社)奈良まちづくりセンター、NIRA、1994年3月)

・法制化のための「市民性」から「非営利性」への転換

- (i) 市民公益活動を活発にするためには、公益性を前提とした団体だけに特定して法人格を与えるのではなく、むしろそれを行う可能性のある非営利の団体に幅広く法人格を与えておくべきである。
 - (ii) また、そのような団体は一般に市民団体とか市民活動団体と言うことができるが、「市民」というまだ日本の社会では成熟していない概念を今の段階で法的に定めるのは困難を伴うとともに、そのもつ未来の豊かな意味を現在の感覚で固定化してしまう可能性もある。
 - (iii) 従って、法人制度としては、特に市民性といったもので条件づけるのではなく、非営利性という概念だけでできるだけ広範な分野や領域を対象とした法人格を定め、その中心に、かなり流動的な概念としての市民団体とか市民活動団体といったものを位置づけることが適切と思われる。
- (出典)『市民公益活動基盤整備に関する調査研究』((社)奈良まちづくりセンター、NIRA、1994年3月)

②NPOの中間支援組織のモデルを形成した「市民活動推進センター設立委員会」(93年8月～)

(2)「NPO政策の源流・軌跡」の振り返りからNPOの存在意義を改めて問うことが必要

3. NPOが「新たな経済主体」として位置づけられるまで

(1) NPOの新たな経済主体化とコミュニティビジネス振興の提唱(1990年代前半)

- ・市民活動・NPO活動と経済活動の両立への模索

(2)『大阪における次世代型対個人サービス関連産業の振興策に関する調査・研究

～社会サービス関連産業～』(1997年度)

(3)『近畿地域における「自律循環型地域経済システム」の構築に向けた調査研究』(2000年度)

- ・産業連関表によるNPOの経済規模・波及効果の推計(分析手法の開発)

(4) 産業構造審議会「NPO部会」(2001年度)

- ・経済産業政策の対象となったNPO

4. 「新しい公共」としてのNPOの存在意義（検証）

(1) 「新しい公益の担い手」としてのNPOの存在意義

- ・大衆化し金になるようになったNPOは社会に貢献できているのか
- ・市民（公益）性の再生・創生によるNPOの存在意義の向上

(2) 「新たな経済主体」としてのNPOの存在意義

- ・規模の経済性や企業との同質化を強めるNPO
- ・ボランティア不在のNPOとサラリーマン化するスタッフの増加
- ・有給スタッフ中心のNPOに増える組織の不安定化

(3) NPOの中間支援組織の存在意義

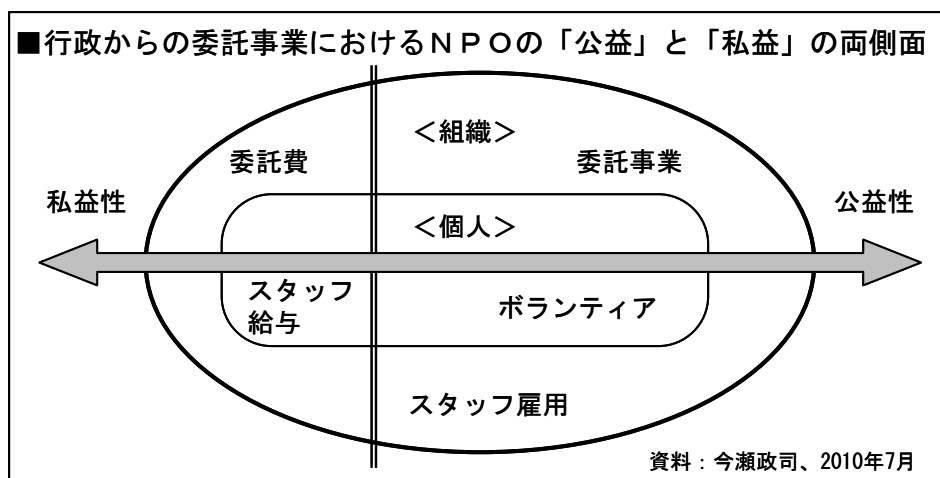
- ・社会的課題の解決という「最終目的」を持った上での中間支援
- ・中間支援組織は主役でなく「黒子役」
- ・中間支援組織とその「支援の支援」はいつまで必要か
- ・強化が必要な中間支援組織の政策提言・形成機能

5. 「公共」概念の変化と「公益」活動のあり方

(1) 「新しい公共」政策と「公共」概念の変化

(2) 人の「痛み」が分かることが「公益」活動の出発点、 痛みに向き合い、「希望」をもたらすのが「公益」活動の意義

(3) 行政やNPO等にも問われる「公益」と「私益」のバランス



6. 次代を創生する真の「新しい公共」の推進

(1) 「市民的公共」の公益力向上と「協働型公共」の推進

- ・「組織」から「(組織の中の)個人」への再転換が必要な公共性（公益性・非営利性）の評価軸
⇒企業でも行政でもないNPOであるがゆえんの存在意義
- ・「社会的責任」とともに、「社会的権利」の確立へ

(2) 「行政的公共」における「体質改革」を伴った構造改革

- ・「組織の中の個人の責任」の明確化と「改革しなくても済んでしまう」環境改革
- ・行政内部（職員）の「受益と負担（貢献）」のバランス確保

（「公務員人件費」の目的税化（市民の税金等による負担（貢献）と受益との関係の明確化方策））

(3) 公益と私益のバランスによる「新しい公共」の類型整理

- ・「市民公益型のNPO」：市民（公益）活動性・ボランティア性の高いNPO
〔公益の最大化と私益の最小化〕
- ・「収益型のNPO」：市民（公益）活動性・ボランティア性の低いNPO
〔公益の最大化と私益の最適化〕

■ソーシャルビジネスの類型化

類型	特徴	事業主体
市民公益型ソーシャルビジネス	公益の最大化と私益の最小化	市民(公益)活動性・ボランティア性の高いNPO等
収益型ソーシャルビジネス	公益の最大化と私益の最適化	市民(公益)活動性・ボランティア性の低いNPO等
私益型ソーシャルビジネス	私益の最大化と公益の最適化	企業
一般ビジネス		

資料：今瀬政司、2011年7月

(4) 公共による一時的雇用対策から「民民連携による雇用波及・産業創出」へ

7. 「新しい公共」推進と行政改革としての協働政策の再構築

- (1) 協働政策ブームと見えてこない成果
- (2) 社会的課題解決の手段として必要な「協働関係構築」の目的化
- (3) 協働事業のネックとなる委託契約（書）
 - ・「対等性」「公正性」をめぐる法・政策の建前と実態の乖離
 - ・協働（対等）でない「行政優位」の実態
(意志決定権・成果物等権利の所在。片務契約性。優越的地位の濫用。約款等の障壁)

(4) 真の協働を推進する「協働契約（書）」

①「協働契約(書)」とは

- ・NPO等と行政が「共に事業主体」として役割分担／NPO等が市民協力で労力・知識等を拠出し、行政が税金から資金を拠出／権利・権限と義務・責任は折半／NPO等も「意思決定権」を持つ／財・サービスの直接的な受益者を行政ではなく、市民全般／NPO等と行政を同等に、市民に対する財・サービスの供給者として位置づけ

②各地で芽生える「協働契約」等の導入事例

- ・上越市の「委託契約条項（協働版）」
- ・神奈川県「協働委託契約書」

③受託者に権利帰属させる「日本版バイ・ドール制度」

(5) 「協働契約」の普及による協働推進と波及効果

- ・行政改革と市民自治変革
- ・NPO等と国における協働推進
- ・自治体と国における協働推進

過去の報告概要 「第1回市民主権・地域主権フォーラム ～新たな政策形成・社会経済システムの構築をめざして～」

1. 開催趣旨

いま、必要とされているのは、市民参加から「市民主権」へ、地方分権から「地域主権」への発想の転換ではないか。社会活動・経済活動とそれを支える政策形成の出発点は、行政ではなく市民ひとり一人であり、国ではなく地域一つ一つである。市民（個人・NPO・企業等）と行政、あるいは地域（市民・自治体等）と国が、“協働”して、次代を切り開く政策形成を図り、個々の市民や個別地域という小さな単位（多様な個）からの「市民主権」「地域主権」が確立された社会・経済の仕組みを創ることが求められているのではないか。それがあってはじめて、市民主導・地域主導の地域づくりや自律循環型の地域経済活動といった取り組みも実のあるものになり、いまの社会・経済の閉塞状況を克服して世の中を元気にしていけるのではないか。

NPO 法人市民活動情報センターでは、既存の政策形成システム等の実態・課題を解明するとともに、「市民主権・地域主権型社会経済システム構築事業」として、今後のあり方を検討して、そのシステム像を広く社会に提言し、さらにこのシステムを運動的に具現化していくことを目的に事業を展開してきた。この「市民主権・地域主権フォーラム」はその一環として行うものである。

2. 開催概要

- 日 時：2004年2月21日（土） 午後2時～5時（交流会：～6時半）
- 会 場：piaNPO 6階大会議室（交流会は中会議室）（大阪市港区築港2-8-24）
- 参加費：一般2,000円、学生1,000円（交流会：別途500円）
- 主 催：特定非営利活動法人市民活動情報センター
- 後 援：大阪市、大阪府、経済産業省近畿経済産業局
- 協 賛：近畿労働金庫、住友生命保険相互会社、松下電器産業株式会社（五十音順）

3. 会議内容

- ①趣旨説明（主催者挨拶）
- ②基調提案：今瀬 政司（NPO 法人市民活動情報センター代表理事）
- ③パネルディスカッション（会場参加者との意見交換）
 - ・今田 忠（日本NPO学会会長、市民社会研究所所長）
 - ・荷川取 隆（沖縄県大阪事務所次長）
 - ・石井 亨（廃棄物対策豊島住民会議、香川県議会議員）
 - ・今瀬 政司（同上）＜コーディネーター＞
- ④交流会

4. 開催報告

当日は、全国各地から定員を上回る約100名の方々にご参加を頂きました。関西から3/4、関西以外（東北から九州まで）からが1/4のご参加でした。参加者の顔ぶれもNPO、自治体・国（首長、議員、職員）、企業・経済団体、大学などと様々なセクターからご参加を頂きました。交流会にも約50名の方々にご参加いただき、沖縄のお酒や食べ物などを味わいながら大いに盛り上がりました。当日の会議では、会場の皆様からたくさんの貴重なご意見を頂戴し、開催後のアンケートでも、「時間が足りなく、丸一日かけてやるべきだった」、「基調提案に関してもっと突っ込んで時間をかけて議論をすべきだった」、「第2回目の開催を期待したい」など、より踏み込んだ議論をと言った次回への期待やアドバイスのお言葉を多数いただきました。

※詳細報告は、市民活動情報センターのホームページに掲載 <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>

過去の報告概要 「第2回市民主権・地域主権フォーラム ～「市民自治」「地域自治」「経済自治」の政策形成をめざして～」

1. 開催趣旨

ひとり一人の市民（個人、NPO、企業等）や一つ一つの地域（市民・自治体等）を大事にした『「市民主権」かつ「地域主権」』に基づく新たな政策形成と社会経済システムの再構築が今こそ必要ではないか。市民参加から「市民主権」へ、地方分権から「地域主権」への発想の転換を提唱して、NPO法人市民活動情報センターでは、多くの方々のご参加ご支援のもと、2004年2月21日に「第1回市民主権・地域主権フォーラム ～新たな政策形成・社会経済システムの構築をめざして」を開催しました。これに引き続き、第2回として、市民主権・地域主権に基づく「市民自治」、「地域自治」、「経済自治」の政策形成・社会経済システムの形成をめざした議論を展開すべく、標記のフォーラムを開催いたします。

2. 開催概要

- 日 時：2005年3月25日（金） 午後1時～6時15分（交流会：午後6時半～7時半）
- 会 場：大阪大学 中之島センター 佐治敬三メモリアルホール（大阪市北区中之島4-3-53）
- 参加費：3,000円（交流会：2,000円、料理：リーガロイヤルホテル）
- 主 催：特定非営利活動法人市民活動情報センター
- 協 賛：大阪ガス株式会社、関西電力株式会社、近畿労働金庫、
住友生命保険相互会社、松下電器産業株式会社（五十音順）
- 後 援：大阪商工会議所、関西経済連合会、関西広域連携協議会、
大阪市、大阪府、和歌山県、経済産業省近畿経済産業局

3. 会議内容

- ①趣旨説明・基調提案 今瀬 政司（NPO法人市民活動情報センター代表理事）
- ②基調講演 吉本 哲郎（地元学協会事務局長、水俣市役所教育委員会生涯学習課長）
- ③分科会
 - ◇第1分科会 松原 明（シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会事務局長）
石井 亨（廃棄物対策豊島住民会議、香川県議会議員）
今田 忠（日本NPO学会会長、NPO法人市民活動情報センター特別研究員）
 - ◇第2分科会 絹川 正明（地域共生研究所所長、元関西電力(株)社会貢献担当）
荷川取 隆（沖縄県大阪事務所次長）
吉本 哲郎（同上）
吉岡 慎一（日本離島研究会事務局長、NPO法人市民活動情報センター理事）
 - ◇第3分科会 市川 典男（象印マホービン株式会社 代表取締役社長）
内海 美保（経済産業省近畿経済産業局産業部産業課総括係長）
跡田 直澄（慶應義塾大学教授）、今瀬 政司（同上）
- ④パネルディスカッション 松原 明（同上）、絹川 正明（同上）、跡田 直澄（同上）、
今瀬 政司（同上）、吉本 哲郎（同上）、今田 忠（同上）
- ⑤交流会

4. 開催報告

当日は、全国各地から定員を上回る約125名の方々にご参加を頂きました。交流会にも約45名の方々にご参加いただきました。参加者の顔ぶれも、行政・首長・議員、NPO、企業・経済団体、公益法人等、学校教員・学生など様々なセクターからご参加を頂きました。当日の会議からは、「市民主権・地域主権」「市民自治・地域自治・経済自治」の確立をめざすうえで、たくさんの可能性とともに多くの課題も浮かび上がりました。当市民活動情報センターとしては、浮かび上がった課題を解決し、可能性の具現化をもとめて、日々市民活動に励むと共に、第3回目の「市民主権・地域主権フォーラム」開催に向けて議論や取り組みを進めていきたいと思っております。今回も多くの方々にご支援・ご参画を頂きまして深くお礼を申し上げます。

※詳細報告は、市民活動情報センターのホームページに掲載 <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>



特定非営利活動法人 市民活動情報センター

【大阪事務所】 TEL : 06-6944-7799 FAX : 06-6944-1944

〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目4-12 エンゼルピックビル305号

【東京事務所】 (2012年6月現在 開設準備室) TEL : 03-3258-4999 FAX : 03-3258-4998

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1丁目13-4 淡路町ビル3階

ホームページ <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/> E-mail sic@mx.mesh.ne.jp

組織・活動概要

■活動目的 市民活動及び課題解決型活動等に関わる支援事業、推進事業ならびに政策形成事業等を実施することで社会構造の再構築を図っていき、「世の中の矛盾で涙を流す人が一人でも少なくなるような社会をつくっていくこと」を目的とする。

■設立 1995年8月 (2003年3月NPO法人化)

■沿革 1995年8月 阪神・淡路大震災の応援活動を契機として市民活動情報センターを設立
2002年9月 大阪市港区に事務所移転
2003年3月 NPO法人格を取得、特定非営利活動法人市民活動情報センターとなる
2012年4月 大阪市中央区に事務所移転
2012年5月 東京都中央区に東京事務所 (開設準備室) 設置

■指定 文部科学省「科学研究費補助金」指定研究機関 (2003年～)

現在の活動の重点方針

「市民主権・地域主権」が確立した社会を創ること

- ・市民一人一人、地域一つ一つを大事にした政策形成・社会づくり
- ・霞ヶ関 (東京) と全国各地を信頼の絆でつなぐこと

自治・協働・公共活動で地域を豊かにすること

- ・「新しい公共」の発展
- ・住民自治・地域自治と協働 (市民と行政、地域と国) の推進
- ・地域の振興、経済産業の振興
- ・市民と国・自治体の協働による行政改革

社会が危機に対応できる力をつけること

- ・経済・財政危機を克服する自律内発型の経済産業構造の構築
- ・社会問題・国際危機・災害等を克服する市民主導の政策力と活動力の構築

社会 (特に弱い立場の人々) の希望を拓くこと

市民活動及び課題解決型活動などに関わる事業

政策形成事業

政策提言・形成 調査研究
情報データベース整備 等

推進事業

自治・協働・公共活動推進
地域づくり 仕組みづくり
情報収集・発信 等

支援事業

災害応援 起業・運営支援
情報化支援 研修・コンサル
等

その他、社会経済情勢に
応じた事業

主な事業実績

市民活動及び課題解決型活動等に関わる「政策形成事業」

(政策提言・形成、調査研究、情報データベース整備 等)

■調査研究等（受託事業・助成事業・協働事業等）

◇国からの受託等

- ・「平成 20 年度 地域力創造事例集」受託事業（総務省）、2008 年度
- ・「地域の特性を生かした市町村食育推進計画づくりのすすめ（市町村食育推進計画作成事例調査）」受託事業（内閣府）、2007 年度
- ・「平成 19 年度 地方自治体と N P O 等との協働推進に関する調査」受託事業（総務省）、2007 年度
- ・「大型閉鎖店舗再生に係る総合プロデュース人材育成研修事業」協力事業（経産省/富士総研）2004 年度

◇文部科学省・科学研究費補助金による研究

- ・「市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究」（代表：今瀬政司）2005・06 年度

◇自治体からの受託等

- ・「大阪市協働指針【実践編】～実りある協働事業のプロセスと進め方～」受託事業（大阪市）、2010 年度
- ・「まちの空き家を活用した滞在型観光ビジネスの振興に関する調査研究」受託事業（大阪府）、2004 年度
- ・「舞鶴らしい協働のまちづくりに向けた市民懇話会」受託事業（舞鶴市）、2004 年度
- ・「地域福祉活動拠点形成モデル調査研究」協働型受託事業（大阪府）、2002 年度
- ・「市民活動施設要覧'98（大阪版）～大阪府下ボランティア活動拠点施設調査～」助成事業（大阪府/大阪 N P O センター）、1997 年度

◇民間からの受託等

- ・「東日本大震災における民間支援の軌跡と動向調査」助成事業（日本 N P O 学会震災特別プロジェクト（タケダ・いのちとくらし再生プログラム、運営委員会委員・情報班担当幹事：今瀬政司）、2011 年度～
- ・「神戸の非営利組織による介護保険制度外サービス実態調査」協力事業（ひょうごん福祉ネット）、2009 年度
- ・「野田川町商業活性化事業」協働型受託事業（野田川町商工会）、2003 年度
- ・「大阪における N P O 法人の実態に関する調査」協力事業（大阪コミュニティ財団）、1999 年度
- ・「「アクセシブル・ミュージアム」文化施設におけるバリアフリー化に関する調査研究」協力事業（社会福祉・医療事業団/日本障害者芸術文化協会/(財)たんぼぼの家）1997 年度
- ・「大阪 N P O 所在地データベース構築」協力事業（大阪 N P O センター）、1997 年度
- ・「N P O 政策研究」協力事業（N P O 政策研究所）、1997 年度～
- ・「市民活動団体ダイレクトリー'95（奈良県版）」協力事業（市民活動推進センター設立委員会）、1995 年度
- ・「とどけ!!わたしのメッセージ～インターネットクラブのなかまより～」協力事業（たびだち地域センター・ゆうゆう）、1995 年度

■書籍の出版

- ・『地域主権時代の新しい公共 希望を拓く N P O と自治・協働改革』今瀬政司著、学芸出版社、2011 年 12 月 ISBN978-4-7615-2525-5、日本図書館協会選定図書、清成忠男氏（法政大学学事顧問・元総長）推薦

■フォーラム等開催

- ・「東日本大震災の震災現場からの報告会 ～今後の希望に向けて～」主催（2011 年度）
- ・「大阪市長選挙の立候補予定者が激論する公開討論会『どうすんねん！大阪』」主催（2005 年度）
- ・「市民主権・地域主権フォーラム」主催
（第 1 回テーマ「新たな政策形成・社会経済システムの構築をめざして」（2003 年度））
（第 2 回テーマ『『市民自治』『地域自治』『経済自治』の政策形成をめざして』（2004 年度））
（第 3 回テーマ「地域主権時代の新しい公共」（2012 年度））
- ・「N P O 協働フォーラム（N P O ・企業・行政のコラボレーション）」受託事業（経済産業省）、2002 年度
- ・「N P O メッセ in 関西 2007」共催（近畿労働金庫、日本 N P O センター等）2007 年度

市民活動及び課題解決型活動等に関わる「推進事業」

(自治・協働・公共活動推進、地域づくり、法制度・仕組みづくり、情報収集・発信 等)

■各地における自治・協働・公共活動、地域づくり

- ・市民主導による「大阪市政改革」推進、協働のまちづくり
- ・地域づくり、地域おこし活動（奈良市、豊中市（大阪府）、水俣市（熊本県）、豊島（香川県）など）
- ・離島振興活動（島おこし、ネットワークづくり、日本離島研究会・日本離島センター等との協力・連携）
- ・沖縄の経済振興、自治権確立、基地問題解決等に向けた調査研究・提言・実践活動
- ・「事業仕分け」に係る活動（大阪市、堺市等への実施協力）
- ・豊島と水俣の交流仲介支援（廃棄物対策豊島住民会議の環境水俣賞推薦等）

■自治・協働・公共活動推進のための仕組みづくり

- ・「市民主権・地域主権」型の政策形成・社会経済システムに関する調査研究
- ・NPO等と行政の「協働契約（書）」の開発提唱・普及活動（「NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査」、内閣府・総務省・各自治体・NPO等への提言・助言等）
- ・「経済自治」と市民自治・地域自治の確立に向けた研究・提唱
- ・各地の自治・協働・公共改革に向けた調査研究
- ・「新しい公共」関連政策に係る調査研究・提言・実践活動
- ・NPO・ボランティア等の商標問題に関する事業（NPO商標問題連絡会事業）
- ・「ローカル・マニフェスト推進ネットワーク関西」への参画・協力

■NPO法制度・公益法人制度の整備推進に関する事業

- ・NPO法の制定に向けた情報受発信、研究・提言、フォーラム等開催、シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会 C's への情報関連協力等（1995年～制定まで）
- ・NPO法制度の見直し、公益法人制度改革に係る情報受発信、研究・提言、フォーラム等開催

市民活動及び課題解決型活動等に関わる「支援事業」

(災害応援、起業・運営支援、情報化支援、研修・コンサルティング 等)

■災害応援活動、防災対策活動

- ・「3.11」（東日本大震災と原発危機）の応援活動
（情報の収集・整理・発信、提言活動、被災現場での応援活動、三陸沿岸の鉄道網の復興応援、原発被害への応援、宮城県離島への応援、調査研究など）
- ・災害応援における情報ボランティア活動・コーディネート活動（東日本大震災（2011年～）、台風12号（2011年）、奄美豪雨（2011年）、水俣市土石流水害（2003年）、サハリン大地震（1995年）、中国・雲南省北西部地震（1996年）、対馬油流出事故（1997年）、阪神・淡路大震災（1995年～）、など）

■起業・運営支援、社会貢献・行政施策等支援

- ・NPO・コミュニティビジネス等の起業・運営支援、ボランティア活動支援、企業等の社会貢献活動・CSR・本来事業の支援、行政のNPO・協働施策の支援、学校・研究機関等の授業・研究等の支援

■NPO等の情報化支援（1995年度～2004年度）

- ・情報化支援（出張訪問による個別の技術指導・相談、コンピュータ等導入のセットアップ・メンテナンス等）、セミナー等開催、情報処理・受発信代行（ホームページ作成、電子メール処理、名簿・データベース作成、報告書作成、会計・各種事務処理等）など

(支援先 20 数団体：大阪NPOセンター、シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会 C's、(財)たんぽぽの家、(社)奈良まちづくりセンター、コリアボランティア協会、出発のなかまの会／たびだち地域センター・ゆうゆう、NPO政策研究所、日本国際飢餓対策機構、下北山村ツチノコ共和国、下北山村役場、廃棄物対策豊島住民会議、市民活動推進センター設立委員会、東灘・地域助け合いネットワーク、地域デザイン研究会、日本離島研究会、(財)日本離島センター、市民活動制度連絡会、

NPO法案=国会議員との市民集会実行委員会、AHURA JAPAN、過疎を逆手にとる会、市民活動をインターネットで広げる会、アースデー・かがわ in 豊島、ほか)

■講演・研修・コンサルティング、審議会等協力、論文発表、研究会開催等

役員

代表理事：今瀬政司（法政大学大学院兼任講師・中小企業研究所特任研究員、日本NPO学会理事）

副代表理事：波多野潤一（寿酒造株式会社）

理事：三木秀夫（弁護士・三木秀夫法律事務所所長、大阪弁護士会災害復興支援委員会委員長、2010年大阪弁護士会副会長・近畿弁護士会連合会常務理事・日本弁護士連合会理事）

理事：吉岡慎一（みずほ情報総研（株）社会政策コンサルティング部シニアコンサルタント、日本離島研究会事務局長）

理事：真嶋克成（NPO法人とんだばやし国際交流協会理事長、公益財団法人大阪YMCA理事、元大阪NPOセンター事務局長、元帝塚山学院大学国際理解研究所室長）

理事：嶋 紀晶（SHIMA代表、NPO法人日本国際ボランティアセンター（JVC）理事）

監事：藤野正文（社団法人奈良まちづくりセンター副理事長、奈良県職員）

■代表理事（今瀬政司）の紹介

- ・1967年生まれ。法政大学卒業後、1991年に(株)大和銀総合研究所入社。95年の阪神・淡路大震災の応援活動で市民活動情報センターを仲間たちと設立、2002年に大和銀総研を退職して同センター専従となり、現在に至る。
- ・1992年から(社)奈良まちづくりセンターでNPO法成立の基礎となる研究やNPO中間支援組織のモデル形成に参画。2000年に大和銀総研で産業連関表によるNPO経済効果の分析手法開発。2001年に産業構造審議会NPO部会の受託研究を行い、NPOの経済産業政策化に貢献。「協働契約（書）」の開発・提唱者。
- ・法政大学大学院政策創造研究科兼任講師、法政大学大学院中小企業研究所特任研究員、大阪産業大学人間環境学部非常勤講師。過去に沖縄大学、鳥取大学、奈良県立大学、兵庫県立御影高等学校等で非常勤講師。
- ・著書は、『地域主権時代の新しい公共 希望を拓くNPOと自治・協働改革』（学芸出版社）など。
- ・2005～06年に『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究』（科学研究費補助金、研究代表）。
- ・国・自治体等のNPO政策・経済産業政策等の受託研究を多数実施。多方面で論文執筆や講演活動を行う。
- ・内閣府「特定非営利活動法人の実態把握等に関する検討会」委員、日本NPO学会理事、(社)奈良まちづくりセンター理事、日本離島研究会幹事。
- ・過去に、大阪市総合計画審議会委員、国土交通省「地域資源型産業の雇用面から見た持続可能性に関する調査専門委員会」専門委員、外務省「中国派遣・日本青年交流代表団」分団長、奈良県「協働推進円卓会議」委員、大阪市「事業仕分け」仕分け人、堺市「みんなの審査会（新さかい）～堺版事業仕分け～」検討委員、京都府「広域地方制度検討プロジェクトチーム」委員、京都府「高齢者地域活性化推進計画策定検討会議」政策立案メンバー、鳥取県「企画提案型協働補助事業」審査委員、大阪府「協働事業評価システム構築事業研究会」委員、舞鶴市「舞鶴らしい協働のまちづくりに向けた市民懇話会」進行・調整役、近畿労働金庫「社会的価値向上委員会」委員、「顧客保護等管理委員会」専門委員、和歌山県NPOサポートセンター運営委員会委員、野田川町商工会「野田川町商業活性化事業」委員、大阪NPOセンター理事、NPO政策研究所理事、日本青年会議所アドバイザーなど歴任。

法政大学大学院 中小企業研究所

本研究所は、産学連携を進めながら、中小企業経営全般について研究し、その研究成果を社会に還元し、中小企業の創業、経営革新、新規事業の促進等を支援することを目的とする。

1. 実施する研究・活動内容

- (1) 中小企業の実態調査（アンケート調査、現地調査）
- (2) 中小企業に関する調査研究や受託研究
- (3) 中小企業経営者向けセミナー、研究会、シンポジウムの実施
- (4) 上記の成果をまとめた報告書および出版物の刊行

2. 研究所の主な事業

これまでの法政大学大学院中小企業経営革新研究所（2007年～2011年）での事業を継承し、さらに新たな事業にも意欲的に取り組んでまいりたい。

- (1) I N G生命保険との共同研究
2008年度からの継続事業。毎年テーマを定めて、アンケート調査、ヒアリング調査を行い、報告書の作成、成果報告会（シンポジウム）を実施する。2011年度は「中堅・中小企業の人材の確保に関する研究」を実施。
- (2) 「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞の実施
2010年度の第1回に引き続き、毎年1回実施する。最もすぐれた応募企業に、経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞を贈賞し、顕彰するとともに、記念講演会等を実施してケース・スタディとする場を設ける。
- (3) その他
さまざまな団体、企業等から受託研究・共同研究の要請があるため、積極的に受託していきたい。また、出版物の刊行やホームページ等を通じて研究成果を周知する活動にも力をいれたい。

3. 事務局

本研究所の活動は、連携先や学外機関と頻繁な連絡・調整・交渉が不可欠である。そのため事務局業務の一部を本学の関連会社である株式会社エイチ・ユーに委託する。

設置期間：2011年10月10日～2016年3月31日

設置場所：大学院政策創造研究科 坂本光司研究室

URL：<http://www.hosei-web.jp/chusho/>

4. 研究員（※研究員等の職は、設立当時のもの）

所長	坂本 光司	法政大学大学院政策創造研究科 教授
研究員	岡本 義行	法政大学大学院政策創造研究科 教授
	柳沼 壽	法政大学経営学部 教授
	松本 敦則	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 准教授
特任研究員	山田 伸顕	法政大学大学院IM研究科 元客員教授(現兼任講師)、大田区産業振興協会専務理事
	竹内 利明	電気通信大学大学院特任教授、法政大学大学院IM研究科 元客員教授
	内山 隆司	東海浜松会計事務所 代表社員会長
	小林 秀司	(株)シェアードバリュー・コーポレーション 代表取締役
	坂本 洋介	(株)アタックス 調査研究事業室研究員
	白石 史郎	法政大学大学院政策創造研究科 博士課程
	杉山 友城	(株)アタックス 調査研究事業室研究員
	野口 具秋	大学院イノベーション・マネジメント研究科 修了生 (MBA)
	平松 きよ子	(株)たこ満 相談役
	藤井 正隆	日本の農家(株) 代表取締役
	今瀬 政司	特定非営利活動法人市民活動情報センター 代表理事

地域主権時代の新しい公共 希望を拓くNPOと自治・協働改革

今瀬政司著、学芸出版社

ISBN978-4-7615-2525-5、定価 2415 円（税込）、四六判・272 頁、発売 2011/12/1

日本図書館協会「選定図書」

※市民主権の観点から自治・協働・公共を問い直す

～NPO政策の源流から3.11後まで～

【書籍の目次】

推薦の言葉 清成忠男（法政大学学事顧問・元総長）

はじめに（私の夢は「世の中の矛盾で涙を流す人が一人でも
少なくなるような社会をつくること」）

第1章 市民が切り拓いたNPO政策

1. NPOが「新しい公益の担い手」として位置づけられるまで
2. NPOが「新たな経済主体」として位置づけられるまで
3. 「新しい公共」としてのNPOと中間支援組織の存在意義

※新たな公益主体と経済主体として“社会的認知”を獲得してきた「NPO政策の源流・軌跡」
の20数年間を紹介し、NPOの存在意義を改めて問う。

第2章 行政改革としての協働政策

1. 形骸化する協働政策の再構築
2. 事業のあらゆる場面で必要な「協働性の原則」
3. 「協働契約」の普及による真の協働推進

※「協働」が重要となる一方で、成果が生まれにくい原因を解明し、その課題を克服して、
協働を推進し、行政改革にもつなげる方策を提言。

第3章 真の住民自治のための地域自治政策

1. 市町村合併がもたらした課題
2. コミュニティ合併による地域自治システムの検証

※各地で導入が進む「地域自治組織」やコミュニティ合併を問い直し、真の住民自治のあり方を提言。

第4章 地域主権時代の真の新しい公共

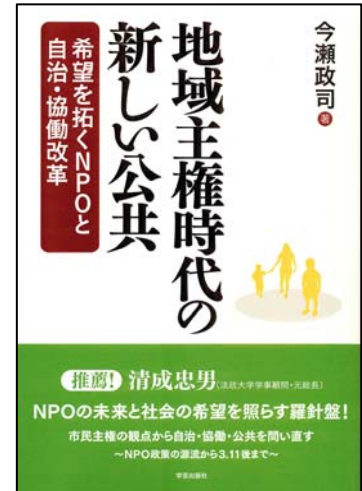
1. 自治と協働に必要な「市民主権・地域主権」
2. 自治と協働における「公共」「公益」のあり方
3. 次代を創生する真の「新しい公共」の推進

※意思決定権の所在からみた「市民主権・地域主権」確立の方向を踏まえて、真の「公共・公益」、
「新しい公共」のあり方を提言。

第5章 東日本大震災における新しい公共

1. 被災現場の「現実」からの出発
2. 震災応援での初期段階の「教訓」
3. 東日本大震災の復興に向けて

※「3.11」（東日本大震災と原発危機）では、「新しい公共」のあり方が正に問われるものとな
ったことから、その学びをまとめて教訓として提言。



(転載または引用の場合は、市民活動情報センターに必ず事前承諾を受けた上で出典を明記のこと)

第3回 市民主権・地域主権フォーラム
～地域主権時代の新しい公共～
開催資料

2012年6月28日

主催・発行

特定非営利活動法人 市民活動情報センター

【大阪事務所】〒540-0026

大阪市中央区内本町1丁目4-12 エンゼルピックビル305号

TEL : 06-6944-7799 FAX : 06-6944-1944

【東京事務所 (開設準備室)】〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町1丁目13-4 淡路町ビル3階

TEL : 03-3258-4999 FAX : 03-3258-4998

E-mail : sic@mx.mesh.ne.jp

URL : <http://www1.mesh.ne.jp/~sic/>

法政大学大学院中小企業研究所

【事務局】〒102-8160

東京都千代田区富士見2-17-1 法政大学 富士見坂校舎1F

株式会社エイチ・ユー (法政大学関連会社) 教育事業部内

TEL 03-3264-6097 FAX 03-3264-9568

E-mail : info@hosei-web.jp

URL : <http://www.hosei-web.jp/chusho/>